

チケットの払戻請求権の放棄を寄付金控除の対象とする税制改正のご案内

4月30日（木曜日）に、国会において、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）等が成立し、スポーツイベント等が中止等されてしまった時に、そのチケットの払戻しを受けないことを選択された方はその金額分を「寄附」と見なし、税優遇を受けられる制度が創設されました。

当大会においても上記制度の指定大会として認定となりました。

つきましては、参加費の取り扱いについて、「寄附をする」と回答いただいた方は、寄付金控除の対象となりますので、確定申告時にご提出していただく書類を送付させていただきます。

伊勢志摩・里海トライアスロン大会実行委員会